

令和5年度第4回

神奈川県犯罪被害者等支援施策検討委員会

令和5年11月6日（月）

神奈川県 暮らし安全防災局 暮らし安全部 暮らし安全交通課

午後1時00分 開会

○小森担当課長 ただいまから令和5年度第4回神奈川県犯罪被害者等支援施策検討委員会を開催いたします。

本日は、委員9名のうち5名の委員の皆様が会場で、3名の委員がリモートでの御出席となっております。また、リモート参加の植田委員におかれましては14時までの御出席となっております。なお、本日、天野委員は御欠席となります。

以降の進行につきましては、要綱の規定によりまして太田座長にお願いいたします。

○太田座長 それでは、お手元にごございます会議次第に沿って会議を進めてまいります。

第1回の検討委員会で御同意いただきましたとおり、会議及び会議録は公開として、発言者についても公開するとともに委員会の傍聴を認めることとしたいと思います。

本日、傍聴希望者はいらっしゃいますでしょうか。

○五十嵐主幹 お一人いらっしゃいます。

○太田座長 では、傍聴について許可いたしますので、希望者の方に入室していただけてください。

(傍聴者入室)

○太田座長 まず、議題(1)第4期神奈川県犯罪被害者等支援推進計画の改定素案について、事務局から説明をお願いいたします。

○橋本主任主事 資料1により説明。

○太田座長 ただいまの事務局からの説明につきまして、質問や御意見を頂戴したいと思いますけれども、本日、植田委員が最後の出席になるということで、しかも14時に退席されるということでございますので、まずは植田委員に、県の産科婦人科医会の立場から、また県内の医療機関の現状等を踏まえた御意見を頂戴したいと思いますので、よろしく願いいたします。

○植田委員 第2、3回と欠席いたしまして、申し訳ございませんでした。

本来ならば、性被害に関しては産婦人科のほうでもう少し御協力できることとか、もう少し内容を、今までより少し前向きなものを入れていただきたいという気持ちは大変あるんですけども、産婦人科の施設や体制等を考慮すると、今のところ現状維持が精いっぱいなのかなという感じがしまして、新しいことや発展した内容のコメントができなくて申し訳なく思います。

まとめていただいたことに関しては、特に私から質問等はございません。

○太田座長 どうもありがとうございます。

それでは、御出席されている間に議論の中で何かございましたら、またよろしく願いいたします。

○植田委員 よろしくお願ひいたします。

○太田座長 それでは、皆様から御意見、御質問等を頂戴してまいりますけれども、全体についてというよりは、やはり順番にやったほうがいいと思いますので、改定素案の23ページを御覧ください。

施策の基本方向が4点ございますので、この順番に皆様から御意見等を頂戴してまいりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、まず最初の「総合的支援体制の充実と支援関係機関との連携」について、いくつか改定の内容の説明もございましたけれども、この点につきまして御意見もしくは御質問がありましたらお願いいたします。

○勝島委員 これは24ページにも関係してくることでございますけれども、連携を強化していくという流れになるんですが、特に、医師の場合、それぞれ診療の中でこういったことに取り組んでいくとすると、どこかでコーディネーターといいますか、ケースワークしてくださるような方がいらっしゃる、より連携が深まるのかなと考えているところです。

今後の課題かと思いますが、今回の素案の中でその辺のコーディネート機能とかケースワーカー的な機能はこの中に特にないということではよろしいでしょうか。もしないとすれば、今後の課題かなと考えています。今までは、それほどたくさんいろいろなところは絡んでいないと思うんですけれども、今後、もっともっといろいろな、被害者の方を取り巻く関係者が支援していくとすると、やはり中核となって全体を仕切っていただく、そういう方が必要になってくると思います。

24ページの②の3番目の□の「職員や相談員への研修をより充実させ、相談・支援の質的向上を図ります。」の中に、そういったコーディネート機能みたいなものをしっかり入れていただいて、仕切っていただくと、医師の立場からは非常にありがたいのかなと思っています。

これについては、私は精神科なんですけれども、婦人科の先生である植田委員の御意見も承ればありがたいなと思います。精神科の医師に何人か聞いてみたんですけれども、やはりそういう人が必要だという意見が結構強いです。

○太田座長 どうもありがとうございます。

そのコーディネーターというのは医療機関と支援する——神奈川県の場合にはサポート制度があるわけですが、医療機関と支援体制のコーディネートみたいなことですか。それとも医療機関の中でのコーディネートみたいなイメージでしょうか。

○勝島委員 医師の立場からすると、やはり弁護士さんとか他の公認心理師の先生方等がどのようにやっていらっしゃるかを知った上で、精神的なアプローチをしていきたいという思いもありますし、弁護士さんからも精神科の医師の意見を聞きたいといった話もあって、それを全部こまめに医師のほうでやるのはなかなか大変な面もあって、誰か仕切ってくださる方がいらっしゃる、ありがたいんですね。そういう意味です。

医師の中だけではなく、被害者を取り巻くいろいろな職種、関係者の皆さんのハブみたいな感じの方と言ったらいいんでしょうか、そういう機能を持ってくださる

方がいらっしやると非常に助かるという意味です。

○太田座長 分かりました。

この点について植田委員、支援体制を構成するいろいろな機関と医療機関との連携のコーディネート機能があると助かるということについて、何か御意見がありましたらお願いいたします。

○植田委員 県と産婦人科は今、とてもいい関係ができていますけれども、もともとは毎年2月にしている性犯罪被害者の対応についての研修会を通じて、神奈川県と神奈川県産科婦人科医会との連携ができたと思います。ですから、そういうものを精神科とか小児科の先生も交えてできるといいのではないかと考えています。

横浜市の精神科医会と横浜市の産婦人科医会が年1回研修会を開くぐらい、今、とても良好な関係が築かれています。もちろん小児科との関係も築いていますけれども、ただ、小児科の先生とは性被害に関してのやり取りはごぎいませぬ。やはり、一般の小児科の開業医の先生とか病院の小児科の先生は性被害に関わっている方は少ないからです。確認ですけれども、県から精神科医会とか小児科医会に対しての働きかけは、今まで何かあったんでしょうか。

○太田座長 先ほどの勝島先生のコーディネート機能のことも含めて、県から何か情報がありましたらお願いいたします。

○勝島委員 すみません、今の植田委員のお話は普段の体制の話かと思うんですけれども、私が申し上げたのは、個々のケースにおいてそういう方がいらっしやるとより有効なアプローチができるのではないかとということです。個々のケースにおいていろいろ複雑なことがあると思うので、そのときそのときに応じて意見を集約しながら全体を進めていく、そういう方がいらっしやると医師としては非常にありがたいなと考えているところです。

○太田座長 事務局から何かありますか。「かならいん」とかサポートステーションが、そもそもそういったコーディネート機能を持つのではないかとと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○小森担当課長 御質問等ありがとうございます。

「かならいん」は警察への届出を躊躇される方を対象にしておりますけれども、そもそも精神科につなげることがなかなか厳しく、まずは関係性をつくって、通いやすいところで受診できるようにというところで進めていきたいと思っています。

小児科との連携については、精神科と同様ですけれども、まずは医療機関とのつながりをつくってからと考えています。

また、そのつながりができるようになれば、サポートステーションのように、その方に対する情報は法律相談とかカウンセリングなどで、弁護士や、臨床心理士等と情報共有していったら、受診がスムーズにというか、その方の回復が進むような形でできればと思っています。

○太田座長 それでは山本委員、お願いいたします。

○山本委員 先ほどの勝島先生のコディネーターに関して賛成です。私が2018年にイギリスに性暴力被害者の支援体制の視察に行ったときに I S V A — Independent Sexual Violence Advisor ですから、性暴力独立アドバイザーといっ

た訳になるかと思うんですけれども、独立したコーディネーターがいて、被害者の方が被害を受けた直後から裁判が終わるまで継続して1人の方がずっとその人を支援し、警察や病院、精神科、福祉事務所など、支援機関の連携をその人がハブになって取り仕切っていくという仕組みがありました。これはイギリスの支援の研究報告の中でも、ISVAが存在することで性暴力被害者の支援がより円滑になり、警察は捜査に集中でき、被害者は支援を受けられて、より回復が早くなるといったことも報告されていますので、そういうコーディネーターは必要だと思います。

「かならいん」の場合だと、支援員の方がクライシスワーカーになり、その上に独立したコーディネーター業務をする人がいるという形になるのかなと思うんですね。そういう体制を整えることも、1つ検討に資するのではないかと思います。

その支援の質の充実に関してですけれども、通常はどのような基準を満たすと、ISVAとして認められるというガイドラインがあり倫理や行動規範が示されています。日本でも、研修に関してもそのような指針があるといいなと思います。

○太田座長 どうもありがとうございました。

その点に関して、ほかに何かありますでしょうか。

○伊藤委員 最初に勝島委員からコーディネーターという話があって、私もちょうどそのことを考えていました。

私の場合、医療機関には限らない発想なんですけれども、例えば28、29ページにあります市町村との連携ということ考えた場合、ここに「県、県警察、民間支援団体と市町村で検討会を開催し、」云々とありますし、29ページにも総合的支援提供のイメージというのがあるんですけれども、具体的にどこが中心になってこれを動かしていくのか、こういうものを開催していくのか、リーダー的な役割を果たすのはどこになるのかなと考えると、例えばですけれども、県に被害者支援のコーディネーター役を担う人がしっかりいて、その方がこういう会議を主催したり関係機関を調整して集まってもらったり、被害者に直接対応してニーズを見極めて、どうつないでいったらいいかを考えていくというような役割ですよね。一方、研修会なども、例えば市町村の犯罪被害者等支援担当職員のための研修会を催す役割をコーディネーターが担ったりとか、そんなことがコーディネーターとしてはイメージできるのかなと思っています。

これはたまたまですが、ある広域の地方公共団体でコーディネーターを置いておられるところがあって、話を聞いて「あ、そういうふうに動ける方が県内にいると違うんだな」ということがとても分かりました。ちなみに、そのコーディネーターの方は保健師とか社会福祉士、それから精神保健福祉士という専門資格を持っている人を置くことが最初から決まっていて、置いたようです。福祉的な視点是非常にはっきりしているの、いわゆるこういう連携には長けているという印象を持ちました。

ですので、神奈川県の場合はサポートステーションがとてもよく機能していっているの、あえてそういうものは必要ないですよとおっしゃるのか、私が今、申し上げたような視点から言うと、やはりコーディネーターという役割の人があってもいいと考えられるのかと思います。

○太田座長 その自治体のケースでは、犯罪被害者等支援の担当者とは別にコーディネーターがいらっしゃるわけですか。

○伊藤委員 もちろん犯罪被害者等支援のコーディネーターですけれども。

○太田座長 いや、県で犯罪被害者等支援を担当されている方がいますよね。その方以外に、コーディネートを専門にやる方がいるようなイメージですか。

○伊藤委員 県に犯罪被害者等支援を担当する専門部署がありますよね。所管というんですか。そこにコーディネーター役の人を置いているわけです。

○太田座長 その県の職員の方ですね。

○伊藤委員 そうです。でも——あまり具体的な話をしてもいけないのですけれども、職員の身分としては、いわゆる会計年度職員のポジションなのですが、いわゆる専門性の高い経験者を採用しているの、それなりの賃金も払っているということでした。

コーディネーターというと、「あ、調整役ね。専門職の人がいいわね。」というイメージで選考しないで、まず具体的にどういう人を置いて、どういう役割が果たせて、どんな効果があるかという観点から見ると、やはりコーディネーターを置いたほうが支援活動がスムーズにいくというのが見えてくるかなと思います。

○太田座長 ありがとうございます。

ただ、今回が実質的な検討の最後の会だとすると、具体的にどういう形にするかというイメージも持ったほうがいいかと思います。だから、どこにどういう形で計画に記載した方がよいか、具体的にご意見いただきたいと思います。

渡邊委員、どうぞ。

○渡邊委員 よろしいですか。

第1回検討委員会的时候から私、申し上げているんですけれども、県で専門職を採用してもらって、その専門職がサポートステーションの中の支援調整会議だとかそういったものにも出て、支援調整会議を開くときには、その被害者が住んでいる市町村の担当者も含めて開催するという形で、総合的なコーディネートをするのは県の専門職員という形を取ったほうがいいような気がするんですよね。

コーディネーター機能を被害者支援センターに頼んでしまう県もあるんですけれども、ある県の話を書きましたら、例えば性被害の被害者が女性の場合、依頼されている被害者支援センターが被害者によかれと思って「女性の職員が対応してください」とお願いしたら、それが全く聞き入れられなくて男性職員が出てきたという実態もあるということです。被害者支援センターが自治体にあれこれ要請することはできるんでしょうけれども、受ける自治体のほうは県から言われたのと民間の被害者支援センターから言われたのと、私は地方公務員をやったことはないの、何とも言えないですけれども、その辺の受け取り方というか、重みが違ってくるような気がするんですよね。

ですから県に、期間雇用でも結構ですし、そういうコーディネート役ができる専門職を採用してくださいと言って、今回「検討します」という一歩前進した回答をいただいているので、検討だけに終わらないで、ぜひ実施していただきたいと思います。

○太田座長 勝島委員、お願いいたします。

○勝島委員 前回も児童相談所との連携等もいろいろお話しさせていただいたんですけども、今後、いろいろなところとの連携が深まっていくわけで、コーディネート機能というか、ケースワークできる腕の立つ人がすぐにできるわけではないので、徐々に人材育成をして、次回の計画をつくる時にはそういったことはっきり出せるように、今後の取組として提案させていただいた次第です。

すぐにできるとは思っていないので、今後の課題としてぜひよろしくお願ひしたいと思います。

○太田座長 ありがとうございます。

今までのお話をお伺いすると、特に24ページの医療との連携にとどまらず、そこも含めて全体のいろいろなコーディネートをする役職が必要だとすると、書き込むところとしては、サポートステーションにそういう機能を持たせるとすると23ページのところでそういう専門職を置くという話なのか、それとも先ほど伊藤先生からお話があったように、28とか29ページのネットワークの中にそういったコーディネート機能を持つ担当者を置くか、いくつか方向が考えられるかと思っておりますけれども、これについても今後、どういう形で進めていけばいいのか分かりませんが、今の段階で、意見として出ているということでございます。

○小林参事監 先ほど小森から、28ページのところで、支援の専門の相談員を配置することを検討しているというお話をさせていただきました。この28ページの具体的施策(2)の①の1つ目の□に「市町村支援の専門の相談員」とあり、その下に5つほど「・」がありますが、今、県のほうで考えておりますのは、市町村からの問合せを受けるのもそうですが、例えば条例制定や計画策定等の情報提供を行うとか、あるいは市町村職員の研修の充実、あるいはそういう会議の開催、あるいは支援提供に当たっての市町村の総合的対応窓口とサポートステーション、「かならいん」との連絡調整の部分の推進といったところを担わせるということで、総合的な相談員を県のほうにつけたいということで、今、進めているところです。

表現としては、先ほどお話ありましたように「検討します」となっておりますけれども、これを実施する方向で今、進めております。予算と、それから議会の御承認をまだいただいている関係でこういう表現になっておりますが、今、言ったような形での専門の相談員ということで考えております。

別の言い方をすると、先ほど勝島委員が言われたように医療の支援というところまでは正直まだ検討されていないのが本当のところでございますけれども、委員のおっしゃっているところについては十分承知しておりますので、その部分についても支援、コーディネートができるような形で進められるよう、人材育成といった形で考えていきたいと考えています。

○太田座長 分かりました。

この市町村支援の相談員とはかなり方向性も違うと思いますが、その相談員とかコーディネーターの役割については、また別途検討いただけるということでございましたので、その方向でお願いしたいと思ひます。

基本方向1の中で、ほかに御意見等ございますでしょうか。

○伊藤委員 御説明ありがとうございました。

今の点を蒸し返すようですけれども、今の段階ではこの「市町村支援の専門の相談員」という名目なわけですけれども、これをコーディネーターみたいな役割で育てていったらどうでしょう。これは本当にこれからだと思えるんですけれども、もし予算をつけてせっかく置くとなったら、言い方としては、市町村との連携がスムーズにいくような役割が果たせる、しかも市町村における被害者支援をレベルアップさせる役割を担うことになっていくんだらうと思います。こういうものを市町村支援の専門員と位置づけるだけでなく、もう少し広げてコーディネーター的な役割も果たせるようなことも含めて考えて、「専門の相談員」としてしまうのではなく、コーディネーターとして置かれたらいいのではないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○小林参事監 「市町村支援の専門の相談員」という表現そのものがちょっとどうなのかというところはあるかと思いますが、県の感覚としては、いわゆるコーディネーターのような感覚で配置することで考えております。

○伊藤委員 でしたら、ぜひ専門性のある方を採用できるような予算もつけていただいて、できれば1名でなく2名ぐらいコーディネーターという形で置いていただくと、また違う展開が見えてくるのではないかと思います。

○太田座長 山本委員、お願いいたします。

○山本委員 24ページの②の□の6番目ですけれども、性犯罪・性暴力被害者への対応にSANEのための研修を入れていただいて、ありがとうございます。SANEは80時間ほどの法の執行や臨床医学に関する研修を受ける必要があるのですが、こちらは、東京とか名古屋で実施されているSANE研修を受けられるようにお金を出して派遣する、受けられるように支援するという意味でこう書かれているのかというのが質問です。

それから「産婦人科など」の「など」に入っているのかもしれませんが、半分ぐらいがPTSD、3割が鬱病になると言われている性犯罪・性暴力被害でありますので、精神科と心理臨床との連携についても書いていただくと大変ありがたいと存じます。

○太田座長 ありがとうございます。

それでは、基本方向1については一旦以上でよろしいでしょうか。

○小森担当課長 すみません、先ほどのSANEの研修の御質問ですけれども、これは現在も実施しているところですが、引き続き東京、名古屋での受講を県として実施していきたいと思っています。

○山本委員 ありがとうございます。

○太田座長 それでは、35ページの施策の基本方向2、日常生活回復に向けたきめ細かい支援の提供について、御意見がありましたらお願いいたします。

渡邊委員、お願いいたします。

○渡邊委員 この中の経済的支援ですけれども、これも何度も何度も言わせていただいて申し訳ないんですけれども、ぜひ神奈川県にも支援金、見舞金支給の制度をつくっていただきたいということが1つと、これも前から言っていますけれども、

併給調整はしない、県と市町村と両方が払うという形でやっていただければと思います。

生活資金貸付制度がなかなか利用されないのも、やはり返さなければいけないから利用できないという声があったように、そういう負担をできるだけ軽くするという意味では、やはり用途を決めなくて、立ち直りのために自由に使ってくださいということで支援金、見舞金の支給、これをぜひ実現させていただきたいと思います。

その上で二歩も三歩も進んでいくと、太田座長がよく言われているように奨学金制度、これなどもできれば非常にいいかなとは思っています。

○太田座長 ありがとうございます。

山本委員、お願いいたします。

○山本委員 40ページの④子ども・若者に対する相談、支援の充実についてですけれども、子どもたちを対象にしたSNSを活用した支援であったり、またスクールカウンセラーの全ての公立中学校や高等学校等への配置など、具体的な取組が行われていることはすごくいいなと思っています。

私がこの会議に参加して感じていることも踏まえて申し上げたいんですけれども、ここでは全体的な犯罪被害者、暴力被害者に関する支援について記載されているのかなと思うんですけれども、殺人とか傷害、あるいは恐喝とか暴行事件、悪質な交通事故と、性犯罪・性暴力には共通する部分もありますけれども、大きく異なる部分もあるので、そこについてポイントを当ててほしいなと考えています。

最も異なることは、子どもや若者の性暴力・性犯罪は潜在化しやすいという点だと感じています。ほかの犯罪であれば通報や相談がされるものもありますけれども、資料1の16ページに示された内閣府調査でも、無理やりに性交等をされた被害について、約6割の方が誰にも相談していません。法務省の法制審議会刑事法（性犯罪関係）部会で、公認心理師の齋藤梓さんが報告していましたが、オーストラリアの調査として未成年時に被害を開示したのが27.8%、スウェーデンが32%。7割以上は成人になってから被害を開示しており、子どもの被害は本人からの相談を待っていると全然上がってこないという実態があるわけなんですね。

なので、前回もそのような議論があったと思うんですけれども、やはり教育機関においてきちんと性暴力・性犯罪に対する研修を実施していくことが重要だと思います。これは46ページの「生命（いのち）の安全教育」に含まれるところではあるんですけれども、もう少し「子どもは守るべき存在である」というような——これは条文の話になってしまうんですけれども、例えば福岡県で設置されています「福岡県における性暴力を根絶し、性被害から県民等を守るための条例」のように、本当は別立てにしてほしいなというのがまず1つの意見と、それが今の段階で難しいのであれば、次回の検討事項にいただければということ。

それから、子どもに保障されるべき健全な成育、発達に性犯罪・性暴力により阻害されることを鑑みて、地域全体、関係行政機関が連携して、子どもを性暴力から守らなければいけないということを明確に打ち出して、研修の実施の担保と、それがきちんとシステムティックに支援機関につながっていくようなことを文言として入れてほしいなと考えています。

長くなってすみません。具体的には子どもに関わる学校や施設や病院や、児童福祉や障害者——障害者の方も本当に自分から言うことは難しいので、障害者福祉施設の人は必ず研修を受けて「早期発見、早期支援に努めること」みたいなところまで踏み込んでいただくとありがたいと思います。

○太田座長 これが実質的に最後の議論なので、具体的に言うと、この素案のどの辺にどういう形で書き込めばよいと思われませんか。基本方向2のどこかに、潜在化しやすい子どもの性被害などを発見しやすくするような取組、子どもの被害の重大性や、将来性に鑑みてみたいなことを、記載しやすい、もしくは打ち出しやすいところがありますでしょうか。

○山本委員 すみません、もう一回お願いします。

○太田座長 具体的に議論する期間がもうございませんので、自由に意見を言うだけではなくて、素案について具体的にどうするかをイメージしていただいたほうがよいと思います。何か「ここにこういうことが入るといいのではないか」というアイデアがもしありましたら、お願いいたします。

○山本委員 具体的には、各教育機関に派遣されているスクールカウンセラーが性暴力・性犯罪に対する研修事業を実施し、全ての教職員がその研修を受けて、性暴力の早期発見、早期支援ができるように取り組むことです。

○太田座長 では、先ほどの40ページの④にそういったことが入るといいということでしょうか。

○山本委員 そうですね、スクールカウンセラーの下あたりに入れていただけるといいなと思います。

○太田座長 事務局として、いかがでしょうか。

○小林参事監 主管課にも確認させていただきますけれども、一方で、今この時点において常に全教職員に義務化というのは非常にハードルが高いなと考えております。県教育委員会にいただいた御意見等をお伝えして、できる施策等については考えていきたいと思っています。

○太田座長 それでは、この点についても結構でございますし、それ以外の点でも、何か御意見ございますでしょうか。

○渡邊委員 前回、条例に盛り込む事項として学校教育における被害者支援という話をさせていただきました。そのとき座長から「例えばどんな文言で」と言われて、その場でははっきり言えなかったんですけども、私ども「被害者が創る条例研究会」がつくっている条例案のサンプルの中に「学校における教育」として、「県は、学校の設置者等と連携し、学校において児童、生徒等に対して犯罪被害者等の置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性について理解を深めるとともに、二次被害を防止するための教育その他の必要な施策を講ずるものとする。」、2項として「県は、犯罪被害者等が児童又は生徒であるときは、当該犯罪被害者等の状況に応じて十分に配慮しなければならない。」、学校教育における支援として、こういう形で私どもは条文をつくっていますので、お知らせしておきます。

○太田座長 今、事務局から資料をお配りいただきましたが、これが他自治体の例でしょうか。事務局から説明をお願いいたします。

○橋本主任主事 本日、議題（１）としては計画素案について御議論いただいた後、議題（２）として条例について検討していただきますが、条例に関して議論をいただく際の参考資料として、学校に関する条文がある他都道府県の特化条例をとりまとめた資料を事務局で用意させていただきましたので、御参照いただければと思います。

○太田座長 こういう条文を置いている特化条例があるということでございます。条例についての意見は後ほど伺いますけれども、そういった規定を盛り込んではどうかという御意見かと思えます。

ほか、よろしいでしょうか。

私から１点申し上げますと、前回、自助グループが民間支援団体に入るのかどうかということでご質問し、資料２の事務局の回答にも記載があります。具体的な施策で言いますと39ページに③自助グループの紹介とありますけれども、紹介だけではなく、自助グループの支援を県の業務として位置づけていくということは書き込めるのではないのでしょうか。実際にやっている内容でもありますのでそのように思っておりますが、いかがでしょうか。

それから、資料２の回答の中で、逐条解説によると「民間支援団体」の中に自助グループも含むと書いてあるんですが、実際に利用者から見るとそれがどういうものなのか分からないことが問題なのです。前回指摘した「県立学校におけるセクシュアル・ハラスメントに関する相談窓口」についても、素案では相変わらず同じような表現で改定されていないんですけれども、いくら逐条解説にそうだと書いてあっても、それを利用しようとする人間が「それは我々のニーズとは違うところだ」と思ってしまうところが問題なので、逐条解説でどう規定されているかといったことが問題なのではないということは申し上げておこうと思えます。

自助グループについては、改定素案では、紹介だけよりもう少し踏み込んだ内容にしてもいいのではないかと感じました。

○橋本主任主事 植田委員が機材の調子が悪いとのことで、チャットで１つご意見をいただいておりますので、事務局で読み上げさせていただきます。

「40ページのスクールカウンセラーですが、政令指定都市との連携はできませんでしょうか。できるようでしたら「政令指定都市と協力して研修、意見交換を行っていただく」などの文章を入れていただくことはできますでしょうか。」と御意見をいただいております。

○太田座長 これについて、事務局からいかがでしょうか。

○小森担当課長 御質問ありがとうございます。

40ページには□の４つ目に、「すべての公立中学校（政令指定都市を除く）」と記載していることを受けたご意見かと思えますが、その辺は教育委員会等とも調整して、今後、検討していかなければいけないところかなと思っております。

○太田座長 では伊藤委員、お願いいたします。

○伊藤委員 先ほど太田座長からあった重点的取組の15、自助グループの紹介ですけれども、こういう形で入れていただくのはいいことだと思いますが、やはりもう少し踏み込んで、心身に受けた影響からの回復という意味では自助グループや

グリーフケアグループはとても大きな役割を果たすと思うので、それを自治体として、どういう書き方がいいか分かりませんが、運営の支援をすれば、何かしら立ち上げから考えていただくと将来的にはいいのかなと思います。

ですので、今回この中にどういう形で入れられるかは課題がいろいろあるかもしれませんが、将来的にはやはりこの辺、自助グループやグリーフケアは非常に大事ですので、自治体としてどんな形で応援できるのか。これはある自治体の例ですけれども、グリーフケアのグループを保健所が立ち上げてうまくいっている例もあって、それは対象者を犯罪被害の方に限定しないで広く活動しているようです。そのようなあり方も実際あるわけですので、神奈川県としても、将来的にこういったグループをどう育てていくか、どう被害者のニーズに合ったものにしていくかを検討するという事を入れていただくと、より進むかなと思います。

いきなり始めますというのは難しいと思うんですが、もう少し具体的な何か、自治体がもっと関わることを検討しますといった事を入れていただくと一歩前進で、ありがたいかなと思っています。

○太田座長 ありがとうございます。

山本委員、お願いいたします。

○山本委員 自助グループに関しましては、そのように設置と運営をサポートいただければ性暴力・性犯罪被害者の方たちもありがたいと思います。

ほかの犯罪被害もそうかもしれませんが、性暴力・性犯罪被害者の方たちの問題を言いますと、自主的な運営と継続が非常に難しいということが特徴としてあります。

1つは場所の問題なんですけれども、継続的に安全な場所、例えば公民館等を貸してもらったりすることもあるんですけれども、毎回定期的に連絡してその場所を予約することも、体調によっては非常に困難であることがあります。なので、そういう場所の確保のサポートや、被害者の方たちだけで運営していくこと自体が、話をすることがトラウマの刺激にもなりますので、私が見ているところでは、臨床心理士や公認心理師の方がコーディネーターとして入っている自助グループはうまくいっているかなと思いますので、そういう自助グループの運営をサポートするような、専門職の派遣なども検討していただくと大変ありがたいと思います。

○太田座長 ありがとうございます。

自助グループのあたりはもう少し踏み込んで書いていただいて、もう少し自助グループの運営等を支援できるような形にしていただければと思います。

それでは、基本方向3、県民・事業者の理解の促進について御意見を頂戴したいと思いますが、いかがでございましょうか。

神奈川県の調査でも、なかなか認知度が低いという結果が出ておりますので、実際にここに記載されているような形でもう少し県民の理解を深めていくことは重要な課題になるだろうと思いますけれども、具体的な施策として、何かもう少しこういうものも入れたほうがいだろうというものがあればお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

特になければ、また改めて最後にお伺いするとして、基本方向4の犯罪被害者等

を支える人材の育成について、先ほどからご意見が出ているスーパーバイザーや専門家の配置というところが十分関わっている内容かと思えますけれども、この点について改めて、先ほどのこと以外に何か御意見がありましたらお伺いいたします。いかがでございましょうか。

○山本委員 すみません、県民・事業者の理解の促進に戻ってもよろしいでしょうか。

○太田座長 お願いいたします。

○山本委員 二次被害についての意見がありますので、お伝えしたいと思えます。

重点的取組の20番の中に入れられるか分からないんですけれども、例えば資料1の15ページ、16ページのアンケートで、「二次被害」という言葉は聞いたことがあるけれども意味は知らなかったという人を含めると、知らなかったという人が約6割います。16ページでは、被害者の情報などをSNSに書き込むことは二次被害だと想定されると答えられていますので、そういう具体的な内容を計画に書くことはできるのでしょうか。二次被害を起こさないために、こういうことをしてはいけないということを、全体的な取組の中で伝えるために文章として書いてもいいのかなと思えます。

○太田座長 具体的なイメージを持っていただくような形で記載するという御意見かと思えますけれども、事務局、いかがでしょうか。

確かに、我々のように二次被害について、いろいろなイメージができる人たちはいいんですけれども、一般の人たちは「二次被害」と言われてもなかなか伝わらないのかもしれないかもしれません。二次被害の加害にはいろいろな主体もありますので、具体性を持った説明をしたほうが一般の人は理解しやすいということが背景にあると思うんですけれども、いかがでしょうか。

今、事務局から説明していただくこうかと思っているんですけれども、山本委員が挙手されているようです。今の二次被害についての教育に関連したことでしょうか。

○山本委員 そうです。

○太田座長 では、お願いいたします。

○山本委員 二次被害に関して、今の社会では、SNSでの拡散がとても大きく被害を拡散させる要因になっているのかなと思えますので、そういうことをしてはいけないということを具体的に、43ページの県民・事業者の理解の促進についてが一番下のほうでもいいと思えますので、そういうことを文章として書き込んでいくことがいいのかなと思えます。もしかしたら、犯罪被害者等支援キャンペーンの実施に含まれるのかもしれないし、44ページの②犯罪被害者等理解促進講座の実施の中で具体的に伝えるのか、そこは担当される方に御判断いただければと思います。

○太田座長 分かりました。事務局、いかがでしょうか。

○小森担当課長 御意見ありがとうございます。

基本方向3のところ、場所は43ページの「基本方向3」と書いてある下に入れるのか、具体的施策の中に入れ込むのかはありますが、その辺は検討していきたいと思えます。

○太田座長 ありがとうございます。

県民・事業者の理解の促進について、ほかになければ、犯罪被害者等を支える人材の育成について御意見をお願いいたします。

伊藤委員、お願いいたします。

○伊藤委員 質問ですけれども、48ページに生活支援ボランティアというのが出てきます。そのボランティア登録制度の見直しを検討しますと書いておられるんですけども、何か問題を抱えていらっしゃるってそれを改善するという意味なのか、また、将来この制度をどんなふうに進展させていこうと考えておられるのか、と伺いたいと思います。お願いいたします。

○太田座長 事務局、いかがでしょうか。

○橋本主任主事 ボランティア制度ですけれども、県では、現状2種類のボランティア制度を運用しております。1つ目が48ページの④の2つ目の□に出てきます普及啓発ボランティア、こちらは特に資格要件等ございません。犯罪被害者等支援キャンペーン等の普及啓発事業のお手伝いをしていただくボランティアの方で、随時募集を行っているものでございます。2つ目は、直接支援ボランティアと言ったり生活支援ボランティアと言ったりしておりますけれども、「犯罪被害者等支援ボランティア要請講座」を上級まで修了された方で、神奈川被害者支援センターによる選考を経た後に、付添い支援や電話相談などを行っているボランティアです。

直接支援ボランティア、生活支援ボランティアにつきましては、サポートステーションの制度として付添い支援等を行っておりますけれども、そのあり方について市町村さんと調整を行っていきたいということで記載させていただいております。

○伊藤委員 何か増やしていこうとか、こういうふうにしていこうとかあるんですか。そういう意味なのかなと思って。

○橋本主任主事 そうですね、増やしていきたいとは思っているんですけども、ボランティアということもございまして、また、相談員さんとしては、やはりある程度のスキルを求められるというところもございまして、そちらの兼ね合いが非常に難しいところです。

ボランティアに応募される方には、犯罪被害者支援に興味があってという方や、サポートステーションの支援を受けたことを契機に「私も支援に携わりたい」という方もいらっしゃいます。増やしていきたいとは思っているものの、こちらとしてもどこにどう呼びかけていけば、相談員やボランティアとして登録いただけるのかというところは課題があると思っておりますので、周知方法等については検討していきたいと思っております。

○伊藤委員 ありがとうございます。

○太田座長 「検討します」という記載も結構多いんですけども、本当はもう少し、検討の方向性や目的、課題を踏まえた上で、それを改善するように検討しますと書いていただいたほうがいいですね。ただ「検討します」だけだと、何をどう検討するのか分かりませんし、結局検討されない可能性も十分あります。検討しましたが、何もかもというゼロ回答になってしまうケースもありますので、本当は、計画の改定案にはもう少し具体的に記載していただいたほうがいいのかなと思いま

す。これは全般的に言えることとさせていただきます。結局、検討したけれども何もしてませんでしたということになるのが一番まずいと思いますので、せめて検討の課題ぐらいいは書いてもいいのかなという気はいたします。これは、ほかのところにもたくさん当てはまることがあります。

今の内容以外で、何か。

山根委員、お願いいたします。

○山根委員 48ページの重点的取組24で、支援者、相談員等のメンタルヘルスケア、スーパーバイズを実施しますというところと、40ページの重点的取組16のスクールカウンセラーに関連して、前回、座長から小学校、中学校、高等教育におけるスーパーバイザーやスクールソーシャルワーカーの川崎市の配置状況について御質問がありました。川崎市では、そもそも社会福祉士の資格を第1要件とするスクールソーシャルワーカーですとか、公認心理師の資格を第1要件とするスクールカウンセラーそのものの確保が難しいという課題があることが分かりました。川崎市の場合、市立小学校は巡回型でやっていて、各校配置がなかなか難しいという点があります。

その現状を踏まえて、この重点的取組24ですけれども、ここは単純に「指導助言等（スーパーバイズ）を実施します」と書いてあるんですが、そもそもスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーにアドバイスを送るアドバイザーや、スーパーバイズを行うスーパーバイザーを確保しなければいけない、育成しなければいけないという課題があるのではないのでしょうか。「犯罪被害者等を支える人材の育成」において、「アドバイスする」「スーパーバイズする」ではなく、それを行うことができる専門家を確保する、育成するという観点、さらに踏み込んで、支援者を支援する人材の育成みたいな観点を入れていただけるといいかなと思います。

○太田座長 ありがとうございます。

そういう記載のほうが、県としてもやりやすいのではないのでしょうか。いきなりスーパーバイズを実施するというよりも、スーパーバイザーの育成、確保、配置、研修みたいな形で書いておいたほうが、少しずつステップアップしていけるという感じもします。むしろ今の記載のほうが、要求としてはレベルが高くて大変ですよ。現状を踏まえますと、確かにそういう書き方や方向性でもいいのかなという感想を持ちました。これは御検討いただくということでよろしく申し上げます。

渡邊委員、お願いいたします。

○渡邊委員 私、縁があって神奈川被害者支援センターで、多分10年ぐらいにはなると思うんですけれども、犯罪被害者等ボランティア養成講座（初・中級）で「被害者の声を聴く」というプログラムが組まれていて、そこで話をさせていただいているんですけれども、毎年30人から40人ぐらい受講者がいるんですよ。このままいったら相当たくさんボランティアがいると思うんですけれども、ちらっと聞くとあまり長続きしない方が多いと。

これは本当のボランティアなんでしょうか。丸きりお金は、かかった交通費ぐらいいしか払わないという形でやっているのでしょうか。その辺を聞きたいと思ひまして。

○太田座長 いかがでしょうか。

○永野オブザーバー ボランティアさんについては、犯罪被害者等ボランティア養成講座の初・中級を修了された方の中から、御希望された方が上級講座を受講されます。さらに上級を修了された方の中から、ご希望された方に電話相談等の直接支援ボランティアとして登録いただいております。ボランティアが長続きしないというよりも、犯罪被害者等ボランティア養成講座の初・中級の受講者約30人のうち、実際ボランティアをやってみたいという方が3分の1から4分の1となっております。

そして、交通費プラス謝金程度のお支払いはしていますけれども、本当にボランティアです。非常勤職員のような形での給料は、お支払いしていません。あくまで、名目上は謝金という形で処理させていただいています。

○太田座長 県の被害者支援ボランティアもそうでしょうか。

○橋本主任主事 はい。県で登録している直接支援ボランティアが、サポートステーションで相談員、支援員をされています。

○山本委員 今のお話は、「かならいん」の支援員もボランティアということですか。電話相談や付添い支援を行う人たちもボランティアですか。

○小森担当課長 「かならいん」の電話相談員は会計年度任用職員であり、いわゆる非常勤職員として県が雇用しています。「かならいん」での付添い支援は、現状のところは県の常勤職員が行っております。

○山本委員 分かりました。ありがとうございます。

人材を育てるといところから鑑みると、やはり待遇はとても重要なことだと思います。初・中級から上級に行って、その上に行ってみようみたいな道が確保されていて、それを目指していくようなモチベーション、そのルートとそれにふさわしい待遇、48ページの③にも「支援者、相談員等のメンタルヘルスケアのため」と書いてはいただいているんですけれども、やはり支援員の待遇改善等も必要だなと思います。

○太田座長 ありがとうございます。

それでは、推進計画の改定素案につきましては以上とさせていただきます。先ほども少し御意見は出ておりましたけれども、議題（2）の、支援条例の見直しについて御意見を頂戴したいと思っております。

先ほど学校における教育の実施等について規定を入れるべきだという御意見が出ておまして、資料もいただきましたけれども、それも含めまして、まず、資料2について事務局から説明をお願いいたします。

○橋本主任主事 資料2により説明。

○太田座長 ありがとうございます。

前回出た意見につきましては、一応事務局側の意見が資料2にありますということでございました。これ以外に、さらに新たに追記したほうがいい規定、何か修正したほうがいいものがあつたら御意見をお願いいたします。

いかがでございましょうか。

○山本委員 条文についてでしょうか。

○太田座長 そうですね、条例の規定として不足があって何か新たな規定を設けたほうがいいのか、もしくは現在の規定を改めたほうがいいのかというものがありませんでしたらお願いしたいということでございます。

○山本委員 定義について意見を述べたいと思います。

まず、定義が「犯罪被害者等」になっておりまして、性暴力が含まれていません。基本的には刑法や児童福祉法、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律、最近制定されました私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律なども含まれると思うんですけども、そこに含まれにくいセクシュアル・ハラスメントや、性犯罪と認定されていない、まだ警察に届け出ていない人たちについても、「性暴力」として定義されると、性暴力の被害者たちも支援対象ということがより明確になると思います。

具体的には、性暴力について、「性犯罪、配偶者等性暴力、ストーカー行為、セクシュアル・ハラスメントその他特定の者の身体又は精神に対する性的行為で、当該特定の者にとって、その同意がない、対等ではない、又は強要されたものを行うことにより、その者の性的な問題を自ら決定する権利又はその者の性的な問題に関する身体、自由、精神、名誉等の人格的な利益を侵害する行為をいう。」と定義されている、「福岡県における性暴力を根絶し、性被害から県民等を守るための条例」が参考になるのかなと思います。

○太田座長 これについて、事務局ではいかがでしょうか。特に警察のほうではいかがでございましょうか。

○小森担当課長 県の条例第2条第1号に「犯罪等」とは、「犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。」と明記されています。「これに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為」とは、犯罪ではないけれども、それに類似する同様の行為で、行為を受けた者の心身に有害な影響を及ぼすような性質を有する行為をいうということで、ストーカー規制法のつきまとい、DV法に規定されているいわゆる精神的暴力、性的暴力といったもの、児童虐待防止等に関する法律で規定されている児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食などが、ここに含まれております。現状は、性暴力をここに含めているのではないかと思います。

○山本委員 ありがとうございます。

御趣旨としては分かりますし、そのように今までも支援いただいていると思うんですけども、やはり毎年、性暴力・性犯罪について非常に問題になっているところですので、先ほど申し述べたように特出しした条例も必要だと思いますし、もしそれが難しいのであれば、やはり性暴力とは何かということがまだ社会の認識の中で曖昧なので、多くの被害者が名乗りを上げることができない、報告できないという実情もありますので、御検討いただければ幸いです。

○太田座長 法律的に言いますと、定義を特出しした場合、何かそれに対応する規定がなければいけないんですけども、神奈川県の条例の場合、性犯罪被害者に特化した制度を条文の中には特に置いていません。定義だけつくっても、それが条文

として反映されないことになるので、そこを併せて考えなければいけないようにも思います。あくまでこれは立法技術上の問題でございます。

政策的には、性暴力の定義を特出しして、新たに性暴力に対する支援の規定を設けるという御意見と捉えておきます。

○山本委員 ありがとうございます。

○太田座長 条例に関して、ほかに何かございますでしょうか。

○伊藤委員 学校の関係は入れることになるんですか。

○太田座長 学校に関する規定については、先ほど事務局で検討をお願いしますという方向でまとまったように思います。今日の段階では事務局からの御回答は得られないと思うんですけども、そういう意見が検討委員会として出ているということで整理されているかと思えます。

○渡邊委員 これは条例の文章として書くのか、その辺はちょっと疑問なんですけれども、いろいろ話を聞くと全国の被害者支援センター——都民センターあたりは東京都が非常に予算が潤沢なおかげで金銭的にあまり困っていないという話を聞くんですけども、例えば神奈川県被害者支援センターについても予算がそれほどないという話も聞きます。

それで奈良県と広島県、私はこの2つしか知らないんですけども、この県では人口1人当たり1円ずつ、県の予算で被害者支援センターに援助金を出しているという話を聞いているんですよ。そういう意味では神奈川県でも、被害者支援センターの貢献が占める割合は非常に大きいと思うんですよ。ですから県からも助成金が出ているのではないかと思うんですけども、もうちょっとそれを増やしていただくと支援センターももっと動けるのではないかという気はします。

○太田座長 被害者支援センターでは、いかがでしょうか。

○永野オブザーバー 渡邊委員、本当にありがとうございます。

全国の被害者支援センターの状況を私のほうで調べ始めたところです。例えば、犯罪の発生件数や支援件数、相談件数等の様々な条件はあるんですけども、全国に48ある被害者支援センターをAからEまで5つに区分けすると、神奈川は当然Aに入ります。東京、神奈川、愛知、埼玉、大阪等々が入ります区分Aの中において、人口、犯罪の発生件数、それから相談件数、もろもろを勘案しても、近県は神奈川よりも年間の総予算が多い。それはいろいろな事情があります。

神奈川の被害者支援センターの自助努力が足りないと言われればそれまでですけども、私たちは私たちがなりに今、一生懸命やっているところでございます。今、渡邊委員から奈良県と広島県のお話がありましたけれども、先日、関東甲信越ブロックの事務局長会議において、長野県では1人当たり2円と伺いました。

また、他県では、市町村からの助成によって大分賄われており、被害者支援の充実が図られているといった話を聞いております。神奈川県状況を申しますと、条例のあるなしにかかわらず、神奈川県においては被害者支援センターに対して助成を頂いている市町村はゼロでございます。

非常にやり繰りも大変な中において、先ほどボランティアさんの話が出ましたけれども、人材を確保、育成するためにはそれなりの待遇が必要になると思います。

雀の涙ほどの謝金で、本当に被害者のために頑張りたいという方がボランティアになってくださっている状況を踏まえ、渡邊委員の御意見は当センターにとって非常にありがたいと思っております。ありがとうございます。

○太田座長 市町村の状況はいかがでしょうか。

○押切委員 他の市町村も同様かと思いますが、茅ヶ崎市としては、財政面の話は、難しいところです。逆に県から市町村への財政的支援をお願いしている立場になります。

戻りますが、計画の37ページの②生活支援の充実の下線が引いてある部分、「市町村への財政的支援や連携のあり方について検討し、」ということで「市町村への財政的支援」という文言を記載していただき、ありがとうございます。

また、資料2の条例第4条のところで、前回、市町村との連携の強化について委員から御意見があり、事務局の回答として、一番最後の行ですが「市町村との連携に記載を盛り込みました」とありますように、計画の49ページについても、市町村との連携について様々な記載を盛り込んでいただき、ありがたく思っております。

もう1点申し上げますと、この49ページの(4)についても、37ページと同様に市町村への財政的支援のあり方についての記載を加えていただけるととてもありがたいです。

○太田座長 川崎市は、何かございますか。

○山根委員 川崎市は、被害者支援センターとは協定という形で、カウンセリング等を実施していただいております。カウンセリング1回につき負担金としてお支払いはしていますが、実際被害者支援センターさんに、直接助成金としては入らない形になっておりますので、中間支援組織として機能ばかり求めて申し訳ありません。

とはいえ、やはり行政の支援ではなかなか至らない隙間のところ、そういった中間支援を担っていただいているということで、重要な役割を担っていただいているという認識でございますので、財政面については限られた予算の中でということになってしまいますが、引き続き協働体制を継続させていただけたらと思う次第でございます。

○太田座長 山本委員、今の被害者支援センターや市町村への財政的な支援に関連する御意見でしょうか。

○山本委員 そうです。

○太田座長 では、お願いいたします。

○山本委員 先ほどの委員の発言にもあったように、財政的な基盤がないと活動を継続していくことが難しいので、市町村の支援を充実させて専門的な支援もしていくことが大事なんですけれども、私の支援経験からいっても、民間団体が充実していないとつなぐ先がないということがあり得るんですね。例えばDV被害者のシェルターであったり、あるいは外国籍の方の支援をするときに、当該外国籍の方をよりよく支援している団体があればそこにつないで、同じ言語で、同じ文化を持つ人の支援を受けられるということがありますので、官民連携の支援が重要だと思います。

そこで、意見ですけれども、第4条（県の責務）か、あるいは第9条（財政上の措置）に、支援に関わる事業を行う民間支援団体に対して、必要な財政上の適切な措置を講ずるよう努めるものとするというような、どちらかに民間支援団体への財政的な支援みたいな条文が入るといいかなと思います。

福岡県では県の責務として入っているんですけれども、神奈川県ではいかがでしょうか。

○太田座長 ありがとうございます。

以上のお話を含めて、事務局ではいかがでしょうか。

○小林参事監 まず、民間支援団体の財政的な部分についてですけれども、今日来ていただいております被害者支援センター、非常に大変な御苦勞をいただいていることは日々の活動を見て十分承知しております。

一方で、県としては、第9条に記載してあるとおり「犯罪被害者等支援を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。」という形で理念的なものを示しております。県の財政に余裕があれば毎年という形でできるんでしょうけれども、実際は、毎年度の財政状況を見つつという形になってしまうのが実情です。

ですので、この条文の中に入れる必要があるかどうかについては、また別検討という形になろうかと思っておりますけれども、必要な活動の中の財政的な支援については、その状況一つ一つを見ながら考慮させていただく形になるのではないかと思います。

○太田座長 ありがとうございます。

財政にはなかなか難しい問題がいっぱいあるかと思っております。国からも県に、被害者支援を含めた地方交付税が出ているかと思うんですけれども、そういったものをどのように活用するか、また、県でも独自に財政的な措置をどうするか、いろいろ難しい問題があるかと思っております。そういうことを含めて、できるだけ民間支援団体や市町村に対する支援が充実するような形で県としても何かできればよいと思います。それを条例上どうすればいいのかはなかなか難しいかもしれませんが、そういったことについて検討していただきたいという意見かと思っておりますので、県としても御検討いただければと思います。

○伊藤委員 条例の見直しの議論に入りましたので、小さな意見なんですけれども、御参考までということ。

第14条（心身に受けた影響からの回復）について、文言は一つ一つとても丁寧に決められたものだと思うんですけれども、ここに「心理相談その他の必要な施策を講ずるもの」と書いてあります。ここを「心理相談や福祉相談」としていただけたらと思っています。

私は社会福祉が専門ですけれども、やはり心理だけでなく福祉的なこと、福祉相談というか、福祉的な支援が今、すごく見直されているところで、大事なところにあります。「その他の必要な施策」に全部含まれてしまう話なのかもしれませんが、特に神奈川県、それから横浜市ですか、福祉職の方をたくさん採用されていて、そういう福祉職の方の活用ということでもここを見ることができそうです。

それから、この間、警察官の方と話したんですけれども、ともすると心理的な面

ばかりに目がいくけれども、やはり早期からの福祉的な支援はすごく大事だと最近気づきましたとおっしゃったので、そういう文言が1つ入ると随分違ってくるのかなという印象を持っております。これは私が社会福祉を専門としているがゆえにということで、あくまで小さな1つの提案ですけれども、御検討いただけたらと思います。

よろしく申し上げます。

○太田座長 ありがとうございます。

その前の第13条に（日常生活の支援）があって、福祉関係の支援はここにもかなり入ってくるかと思うんですけれども、今の伊藤委員の御意見は、心理的な影響から回復する上でも、福祉的なサポートを併せてするために、あえて第14条に特出して規定を設けたほうが良いということですね。

○伊藤委員 「福祉」という言葉が入ってほしいなということです。

犯罪被害者等基本法には「その心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう必要な施策を講ずるものとする。」とちゃんと入っているんですね。確かに第13条に何かしら「福祉」という言葉を入れることも可能かもしれませんが、私は、心身に受けた影響からの回復という点で福祉が果たす役割は大きいと思います。ですので、せっかく条例を見直すのであれば、特に神奈川県は福祉職の活用が目覚ましい自治体だと思いますので、そう思った次第です。

○太田座長 分かりました。

さらに言うと、心理相談だけでなくその後の心理的な支援等も全部含めてという意味なんだろうと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○伊藤委員 何かしらこの文言が、今、申し上げたような趣旨で御検討いただけたらありがたいかなと思います。

○太田座長 委員からそういう意見もあるということで、御検討いただければと思います。

勝島委員、お願いいたします。

○勝島委員 私も、行政にいた立場から申しますと、太田座長がおっしゃったように、福祉という側面を読み取るとすれば、第14条で読むよりも第13条で読んだほうが、より幅広く被害者に対して福祉的なことをカバーできるのではないかなと感じているところです。

これをどう書き込むかはまた今後の課題かと思いますが、第13条、第14条で読むとすれば、私は第13条のほうが良いのかなと感じているところです。

○太田座長 ありがとうございます。

第13条、第14条での支援の中には重なっている部分があるだろうと思いますので、どういう形で規定するのが分かりやすく、かつ施策として進めやすいか、それを踏まえて御検討いただければと思います。

ほかに何かございますでしょうか。

私から1点よろしいでしょうか。

前回の県と市町村との連携強化というところで、具体的な推進計画の改定案の中

に、49ページ等に含めてありますということですのでけれども、では、この49ページや28ページに記載されていることをすれば、神奈川県下の市町村が計画や条例をつくるかを考えると、今の文言では力強さが足りないかなという気はいたします。

既に条例を制定し、支援されている市町村との連携強化はいいんですけれども、全く何もやっていない市町村が新たに条例をつくり、計画もつくる、それを推進していくための県の条例であり、県の計画であるとする、あまり強い規定、責務等を市町村との連携規定の中に入れられないとすれば、連絡協議会のような具体的な規定を置いてしまうのも一つの方法かなと思って私は提案しました。協議会について、条例の中に入れなくても、49ページの記載を実行すれば神奈川県内の市町村で特化条例を制定するかどうかは疑問があります。今、県内で特化条例をつくっているのはいくつでしたでしょうか。

○小森担当課長 9自治体です。

○太田座長 しかし、全部で33市町村ある中で、今条例のないところが、新たに条例や計画をつくるようになるか、そのために県の条例の規定がどうあるべきか、推進計画はどうあるべきか、そういう視点から考えていただきたいと思っています。これまでこういう規定があり、連絡協議会もあったんですけれども、結局、神奈川県下ではまだ多くの自治体が条例を制定していないわけですね。では、それをいつまで待つんですかということだと思いますので、そのために条例の内容や条文、推進計画がどういう内容でなければいけないのかという視点を、もう少しはっきり打ち出すべきではないかと思っています。この49ページの記載があれば、条例のない市町村が全て条例や計画をつくってくれるのかを考える必要があります。

具体的な意見ではないんですけれども、果たしてこれで、次の5か年計画の中で市町村が全部足並み揃うかということかと思っています。

○橋本主任主事 手挙げがないようでしたら、事務局から失礼いたします。

先ほど伊藤委員の発言に前後して、学校に関する条文については入れる方向で意見がまとまったということでお話があったかと思うんですけれども、前回平成30年度の検討委員会の報告書を見ていただくと、こういう文言を入れてほしいといった具体的な形でとりまとめていただいておりますので、学校に関する文言として、こういった文言を入れるべきか、検討委員会の皆様からご意見いただきたいと思えます。次回の第5回検討委員会では、12月から1月にかけて実施しますパブリックコメントへの対応の御報告と、計画案が議事のメインとなり、条例に関してはあまり触れられないかと思っています。先ほどお配りした各県の特化条例における学校に関する条文を見ていただくと、表現が違う部分もございまして、「入れたほうがいい」だけではなく、どの部分を入れたほうがいいか、もう少し具体的にまとめていただけると座長名での報告書もとりまとめやすいのかなと思っていますので、御意見をいただければと考えております。

○太田座長 先ほど渡邊委員からも意見がありましたけれども、すぐに条文の内容を言えというのは無理な話なので、それは少なくとも今後、事務局で具体的にこういった例を含めながら案を検討して、我々に示していただければいいのではないかと思います。特にこういう内容を入れてほしいということがあったら、今、お伺

いたします。

いかがでしょうか。

○伊藤委員 この条文、大切な点だと思いますので、委員の間で見させていただいて、事務局に意見を出す形はいかがでしょう。「いつまでに」と言ってくださればそれに間に合わせますので、そうしていただけるとありがたいかなと思います。

○太田座長 そういうことで、よろしいでしょうか。

○小林参事監 条例の改定については、事務局から改定案はお示ししません。

参考資料として、前回の報告書が添付されていると思いますけれども、会長名で「検討結果について」という形で御報告をいただいて、その中で、この条文のここについては足りないので入れたほうがいい、あるいはこの条文については改正したほうがいいという御意見を踏まえて、事務局が県の政策法務課等と調整させていただきます。その中で、ほかの県条例ともある程度同列な表現をする等の調整もあります。政策法務課等との検討を踏まえて、条例を改正するか、しないかを決定しますので、現時点で事務局から条例案を示すことはできません。ある程度、検討委員会として「こういう内容について、こういうことで」ということでお示しいただきたいと考えています。

○太田座長 検討委員会としての意見を示していただきたいということだそうですね。ただ、こうして意見を示しても、資料2では、結局どの条文も改定しないことになっています。我々がここで示した意見はどれぐらい影響力を持ち得るのでしょうか。結局、何一つ改正しないということでしょうか。

○小林参事監 前回について言えば、二次被害については改正させていただいています。

○太田座長 例えば、自治体との関係で協議会を設置するという規定についてはどうかとか、民間の被害者支援団体への支援等が、令和5年度の検討委員会で新たに出た意見となりますが、今のところ資料2として示されている内容を見ると、基本的に何も改正しない方向ということですね。

推進計画は、こういうふうに変えましたとご説明いただきましたが、条例のほうは変えませんかというのが事務局の案ということでよろしいでしょうか。

○小林参事監 資料2について、一部「逐条解説の中でこうなっている」とお示しさせていただいていますが、例えばこの表現では県民は分からないよ、やはりここを改正したほうがいいんだよといった部分については、座長名の報告書の中で「こういうふうを書いてあるけれども、こういう説明を受けたけれども、これでは足りないんだ」といった形で知事に対しての報告を示していただければと思います。

○太田座長 分かりました。

では、検討委員会としてはこの事務局案に従う必要はないということなので、「やはりこれでは駄目だ」ということで改めて意見を出せばいいようです。例えば「地域との協議会を設けるものとする」とか「民間支援団体には自助グループが入らないように思うので、こういうふうに自助グループを規定すべきだ」というように、我々として「こうすべきだ」というものを改めて示して、この事務局案には反対だ、もしくはこれでは足りないということを示せばいいようです。

今から御意見を伺う時間はありませんので、次回までに条例の内容についても改めてこうすべきだと、皆様からメールで事務局にご意見いただきたいと思います。この事務局案には拘束されませんので、それについて我々の意見を出して、座長からの報告ということで記載するようにいたしますので、意見を頂戴できればと思います。

では、検討委員会後に改めてメールにて御意見を送っていただくことといたしますが、特にこの場で発言しておきたいという方がいらっしゃいましたら、最後にお願いたします。

渡邊委員、お願いたします。

○渡邊委員 子どもに対する支援という点では、今までですと被害に遭った子どもに対する支援が注目されていて、その兄弟姉妹、あるいは親が被害に遭った子どもは今までは全く忘れられていました。最近やっと少し目が向けられるようになったんですけれども、例えば学校教育における支援でも、被害に遭った児童・生徒だけではなく、その兄弟姉妹あるいは家族が被害に遭った児童・生徒という形で書いていただけるといいかなと思います。

○太田座長 ほかに、最後に御意見があればお伺いいたしますが、いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、先ほども申しあげましたように、条例改正の内容につきまして、それ以外のことも結構でございしますが、御意見がございましたら事務局にメール等で御連絡いただければと思います。皆さんからいただいた意見については事務局で検討していただく中で、また個別に相談させていただくこともあるかと思ひます。さらに12月にはパブリックコメントが予定されておりますので、その結果も踏まえまして最終的な案を取りまとめたいと思ひます。

素案については、また改めて御連絡をいただけるといふことでございしますので、それについても御意見がありましたらお願いたします。

それでは、もう時間を過ぎてしまいましたので、本日のところはこれぐらいにさせていただきますと思ひます。

事務局からその他、何かございしますでしょうか。

○小林参事監 素案につきましては県議会での議論等も踏まえて、若干変わることもあると思ひます。パブリックコメントを出す前に、委員の皆様にはそれらを反映させた素案をメール等で送らせていただきますので、御了解いただければと思ひます。

○太田座長 我々から改定素案や条例についての意見は、どれぐらいのタイミングまでにお送りすればよろしいでしょうか。特に、パブリックコメントに出す改定素案については、本日の議論にプラスアルファでご意見があればお示しして、それも踏まえた上で事務局で検討していただき、パブリックコメントにかける素案を作る必要がありますので、そのためには我々の意見をどれぐらいまでにお送りしたらいいかという、タイムリミットをお知らせください。

○小林参事監 後ほどメールを入れさせていただきます。

○太田座長 そんなに余裕はないですね。12月がパブリックコメントで、それまで

に調整していただくとなると、本当にこの2週間とかが期限でしょうか。

○橋本主任主事 計画の内容につきましては検討委員会終了後1週間程度のお時間でご意見いただけると助かります。

また、条例につきましては、議事録の確認期限の時期に合わせて御意見をいただき、それを全員にお返ししつつ、最終的には座長一任という形で報告書をつくっていただくようなイメージであります。

○太田座長 分かりました。

それでは、次回開催日等についてお願いいたします。

○五十嵐主幹 おおむね12月18日頃からパブリックコメントの実施を予定しております。パブリックコメントの結果、また、その結果を受けて策定した計画案について、2月14日の第5回検討委員会で御議論いただく予定でございます。

次回でございますけれども、2月14日、本日と同様13時から、場所は県庁西庁舎の6階、この1フロア下の災害対策本部室を予定しております。

○太田座長 それでは、本日の議事はこれで終了いたします。

進行に御協力いただき誠にありがとうございました。

午後3時08分 閉会